

長岐貞治顕彰碑

長岐貞治は嘉永二年（一八四九）、七日市村肝煎を務める長岐家の長男に生まれ、弱冠十三歳で肝煎役を継ぎ、明治十二年（一八七九）、三十歳で県議会議員に選出された。

在任中、明治十三年に県畜産協議会委員となり、のちに県畜産組合会県畜産組合会頭、組合長等を歴任。つねに産馬改良の重要性を唱え、畜産業界搖籃期のリーダーとしてその振興に多大な貢献をした。

顕彰碑は、貞治の畜産業界に果たした功績を称えて、没後の明治四十五年（一九一二）、時の県畜産組合長伊藤恭之助らが中心となつて建立された。

当初、秋田市千秋公園内の弥高神社境内に建立されていたが、移設を繰り返し、平成十九年、市が生家であるこの地に移設建立したものである。

長岐貞治顕彰碑 碑文

（裏面）

長岐貞治君は、秋田県北秋田郡七日市村の人世々農を営み天明及び天保には倉庫を空にして飢へたる民を殷はしたる祖の家を繼ぎ少きより世に仰がれたりき、明治一二年推されて畜産協議委員となり、遂に畜産会頭に举られ県下畜産の為に尽し其間馬匹の改良を唱へて馬出し団々を巡り得る所あり。

一二年協議会を解きて畜産会を設けるや君舉られて事務長となり、其事業を掌ではが独立を圖る為には私財を猶て惜まざりき。斯して其任を重ること四度（九年）会の基礎愈々確くなりて其職を退く。会は更に君を挙げて会長に推し、其功績に酬へぬ。此歳時内閣は君に嘱託するに馬匹調査委員を以てせり。三年再び畜産会の事務長となり、翌年既設団体を危ふする産牛馬組合法の發布あるや君寝食を忘れて議会に説き民間に説いて志を成し、三年其法に應りて成る会より新に組長に挙られ種々の革新を行ふ。三七年職を退くや会長に挙らる。その歳病んで辞し、八月遂に逝く。

君起たずなるまで其言家にあらずして唯一畜産の事に止まりきとぞ。實に君は畜産の為に終りたるものと謂ふべく、其熱情は永久に光輝を放ちて天下後世の鑑となりぬべき也。宜なる哉四年の末、馬政局は君の相続人に銀盃一組を授与して其功を追賞せられたり。君の功績偉なる哉。

主馬頭兼宮中顧問官正三位勳二等
子爵 藤波 言忠撰



お問い合わせ

北秋田市教育委員会 生涯学習課

0186 (62) 6618

月曜～金曜 (8時30分～17時15分)

北秋田市指定 有形文化財（建造物）

七日市の長岐邸



北秋田市教育委員会 生涯学習課

北秋田市指定 有形文化財（建造物）

七日市の長岐邸

所在地 北秋田市七日市団ノ内4番地
指定年月日 平成元年10月1日



本屋西側 玄関

長岐家は、江戸時代初期より七日市村の代々肝煎を務め、農村の興隆に尽くした家柄である。当主には、農業経営の安定のため、小猿部川の灌漑用水利の確保・整備、治水事業に尽力した7代目七左衛門、馬産改良に尽力し、県畜産界の先駆者となった11代目貞治などがいる。

長岐邸は、藩主佐竹侯の領内巡検に当たって本陣を二度（正徳3年-1713年、文化6年-1809年）、昼食所を一度（文久元年-1861年）務めている。

邸宅は、屋敷のほぼ中央に南面して建つ。屋敷の西側から北側には築山が築かれ、玉石を敷き並べた池が配置された庭園が設けられている。

現存建物のうち中心部である本屋は、屋根裏発見の破魔矢板（棟札）、束柱の墨書から文政13年（1830年）に新築されたものであることが判明している。現在はこの当初の本屋部分を中心として増築による張出部が付属する構成となっている。

本屋は桁行9間、梁間6間の南面する平入り切妻造で、屋根は現在、亜鉛鉄板葺であるが杉皮葺石置屋根であった。外壁は漆喰塗で、腰を鎧下見板貼にする。

間取りは、ほぼ整形の七間取りで、上層農家の間取り形式を超えて、最上層の肝煎屋敷の住宅形式を示していると言われる。北西側に上座敷にあたる書院を置くが、長岐邸は県内に現存する近世の大型農家や肝煎屋敷と比べ、座敷構えがより格式高い書院座敷を示している。

外部の形式で注目されるのは本屋西側の妻飾りで、整然と区切られた化粧梁・化粧束、棟木下の雲形の木鼻などの意匠が施され、佐竹藩本陣としての表構えが強調されている。

長岐邸の一番の特色は本陣としての格式を重要視した書院座敷としての形式と意匠で構成されていることであり、この点において県内には長岐家を凌ぐ近世民家はないとされる。このように長岐邸は秋田佐竹藩の本陣を務めた肝煎屋敷の様子を伝える数少ない建造物として貴重である。



本屋西側～妻飾り



本屋 小屋組



棟木下 木鼻



広間～床の間



書院・床の間